



消費生活に関する  
問合せ・相談は消費  
生活センターへ

## 「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

身近に潜む「トラブル」「消費者被害」を  
防ぐための役立つ情報をお届け！

### 見守り 新鮮情報

#### \*健康食品の摂取による肝障害にご注意

だるさが続き、皮膚も黄色っぽくなっていたため病院に行った。血液検査をすると、肝臓や胆道の病気の变化を示す値が上昇していた。2～3カ月ほど前から、3種のサプリメントを摂取していたが、中止したところ、これらの値は減少した。サプリメントに対する反応を調べる血液検査でもすべて陽性となり、薬物性肝障害と診断され、1カ月ほど入院となった。（当事者：70歳代 女性）

#### 【ひとこと助言】

健康食品の摂取により、まれに薬物性肝障害を発症することがあり、重症化するケースも報告されています。多くは自身の体質によるもので、誰でも発症する可能性があります。健康食品を摂取して、倦怠感、食欲不振、発熱、黄だん、発疹、吐き気・おう吐、かゆみ等の症状が続く場合は摂取をやめ、速やかに医療機関を受診しましょう。受診する際は、健康食品やそのパッケージを持参し、医師へ正確に情報を伝えましょう。健康食品は、あくまで補助的なものです。安易に健康食品で栄養の偏りや生活の乱れを解決しようとせず、まずは日頃の食事、運動、栄養に気を配りましょう。

### 子ども サポート情報

#### \*フリマサービスは個人間取引 利用する際は慎重に

フリマアプリで新品と書かれていたドライヤーを購入し、代金5千円をフリマアプリ運営事業者に支払った。しかし、届いた商品は新品ではなく、電源ボタンも壊れていた。運営事業者にメールで問い合わせたところ、「アプリのメッセージ交換機能であなたと出品者とで連絡が取れているので、出品者と話し合ってください」と言われた。出品者が「返品を受けるので、先に評価をしてほしい」と言ってきたので、評価をすると一切連絡が取れなくなってしまった。（当事者：高校生 女性）

#### 【ひとこと助言】

フリマアプリ等のフリマサービスでの商品売買は、個人間取引（購入者と出品者の双方が消費者個人）です。トラブルは、当事者間で解決を図るように求められていることを理解して利用しましょう。フリマサービスでは、商品到着後に購入者が出品者を「評価」することで、自分が支払った代金が運営事業者から出品者に振り込まれるシステムになっていることもあります。商品の到着前や届いた商品に納得する前に、「評価」すると、代金だけ支払われて出品者と連絡が取れなくなるケースもあります。利用規約をよく理解して、慎重に取引を行いましょう。

当事者間で話し合っても運営事業者に相談しても交渉が進まない場合は、問題点の整理等を行うため、お住まいの自治体の消費生活センター等に相談しましょう（消費者ホットライン188）。

\*以上2件、国民生活センター「見守り新鮮情報・子どもサポート情報」より引用・抜粋

### 司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】9月7日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

### 消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141(直通)  
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。）

※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン（全国共通）☎188※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）  
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379